

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		認可地縁団体印鑑登録証明書の交付		
根拠例規及び条項		多治見市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成4年条例第33号)第7条		
所 管 部 課 名		環境文化部 くらし人権課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第2項		
	基 準	多治見市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例第7条に規定する内容により審査する。		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 5～7日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 5～7日		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
備 考				